

動物法ニュース 第48号



動物愛護管理法の改正を求める 「法律を変えれば現場を変えられる」 (2018.3.23 院内交流会資料)

動物法の基本法というべき「動物愛護管理法」についての簡潔な説明、問題点、事件、新聞その他のニュース記事を掲載する。

動物法の仕組みを理解するとともに現場の問題の素材を掲載し、「動物の命」と「人と動物の共生」を基本原則（動愛法2条）として今後の動物法のあり方を示すテキスト。

掲載項目

動物愛護法年表／動物愛護管理法の歴史と基本法／動物取扱業／特定動物／周辺環境／動物取扱業の規制、動物飼養者の違法に対する行政規制／行政の動物引取と殺処分／遺失物法／野良猫餌やり禁止とTNRの妨害／野良猫との共生の行政／実験動物／産業動物／動物犯罪／被災動物／野生動物／海洋生物／外来生物／日本のペットの法律についての提言

〔問合先〕

日本セラピードッグネットワーク事務局

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階

植田法律事務所 弁護士 植田勝博 TEL: 06-6362-8177 FAX: 06-6362-8178

定価1,000円

(税込、送料別)

〔申込先・振込先〕

振込口座 ゆうちょ銀行：00900-0-265179 口座名 日本セラピードッグネットワーク

申し込みは、ゆうちょ銀行へのお振り込みを持って完了しますので、お振り込み時に、冊子の送付先住所、お名前を御明示ください。郵便物転送住居には、配送会社からの配達はされませんので、必ず現実に受け取られるご住所をご連絡ください。

※動物法ニュースは、日本レスキュー協会が「セラピードッグ」の商標登録をして、他人がこれの使用ができなくなり、これを植田勝博弁護士が登録の無効審判請求をして認められて一般に使用が認められるようになりました。「セラピードッグ」の社会への周知が不充分であるために、2003年3月16日に「日本セラピードッグネットワーク」零号を発行しました。以降、「動物の命」と「人と動物の共生」を基本原則として、広く動物法の記事を掲載してきました。